

学校事故対応に関する指針〔概要版〕

趣 旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

平成26～27年度 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議において検討

指針のポイント

1. 事故発生の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2. 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※)で発生した「事故」を対象

※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照
(事故発生直後の対応)

- 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施
(初期対応時の対応)
- 学校の設置者等への事故報告、支援要請
【対象となる事故】 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
【報告先】 <公立学校> 学校の設置者
市区町村立学校（指定都市立学校を除く。以下同じ。）の
事案の場合は都道府県教育委員会に報告
死亡事故については、国まで一報を行う（以下同じ。）
<国立学校> 学校の設置者
<私立・株立学校> 必要に応じて、都道府県私学担当課・地方公共団体の学校
設置会社担当課（以下「都道府県等担当課」という。）に
事故報告を行い、事故対応の支援を要請

- 基本調査の実施
- マスコミ、保護者等への対応
(初期対応終了後の取組)
- 詳細調査の実施

3. 調査の実施

《基本調査》

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

- 調査対象と調査の実施主体
【調査対象】 死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）
【調査主体】 設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施
- 基本調査の実施
 - ・関係する全教職員からの聞き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
 - ・事故現場に居合わせた児童生徒等への聞き取り
 - ・関係機関との協力等
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり
 - ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

«詳細調査への移行の判断»

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断
私立・株立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言
- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
 - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合

«詳細調査»

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査

- 調査の実施主体：
 - <公立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - <国立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - <私立・株立学校> 死亡事故等が発生した場合であって、学校法人や学校設置会社の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課
- 調査委員会の設置：中立的な立場の外部専門家で構成
※必要に応じて、聞き取り調査等を担う補助者を別に置く
- 詳細調査の計画・実施
 - ①基本調査の確認
 - ②学校以外の関係機関への聞き取り
 - ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
 - ④被害児童生徒等の保護者からの聞き取り
 - ※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる（公開/非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議）
 - ※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告
 - (学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報提供)
 - 調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

4. 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は、(市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株立学校の場合は都道府県等担当課を通じて)国にも報告書を提出
- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、学校の設置者、都道府県等担当課に周知

5. 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
 - 設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取りることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣
 - (事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる)

6. 他の指針との関係について

以下に示す案件については、個別の案件の実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、当該事案が発生した際には、第一義的には、以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、当該指針等に記載のない対応については、本指針を参考とすること。

○幼稚園及び認定こども園における事故

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
(平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)

※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが、本ガイドラインも参考にしつつ適切な対応が行われること。

○児童生徒の自殺

- ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）
(平成26年7月 文部科学省)

- ・いじめ防止基本方針（平成25年10月 文部科学省）※いじめが背景に疑われる場合

○学校給食における食物アレルギー事故

- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
(平成27年3月 文部科学省)

（参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm）